

原子力政策に関する取組

資源エネルギー庁

平成27年11月

我が国における原子力発電所の現状

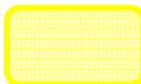
再稼働した炉

2基



新規規制基準への適合性確認を申請した炉

24基

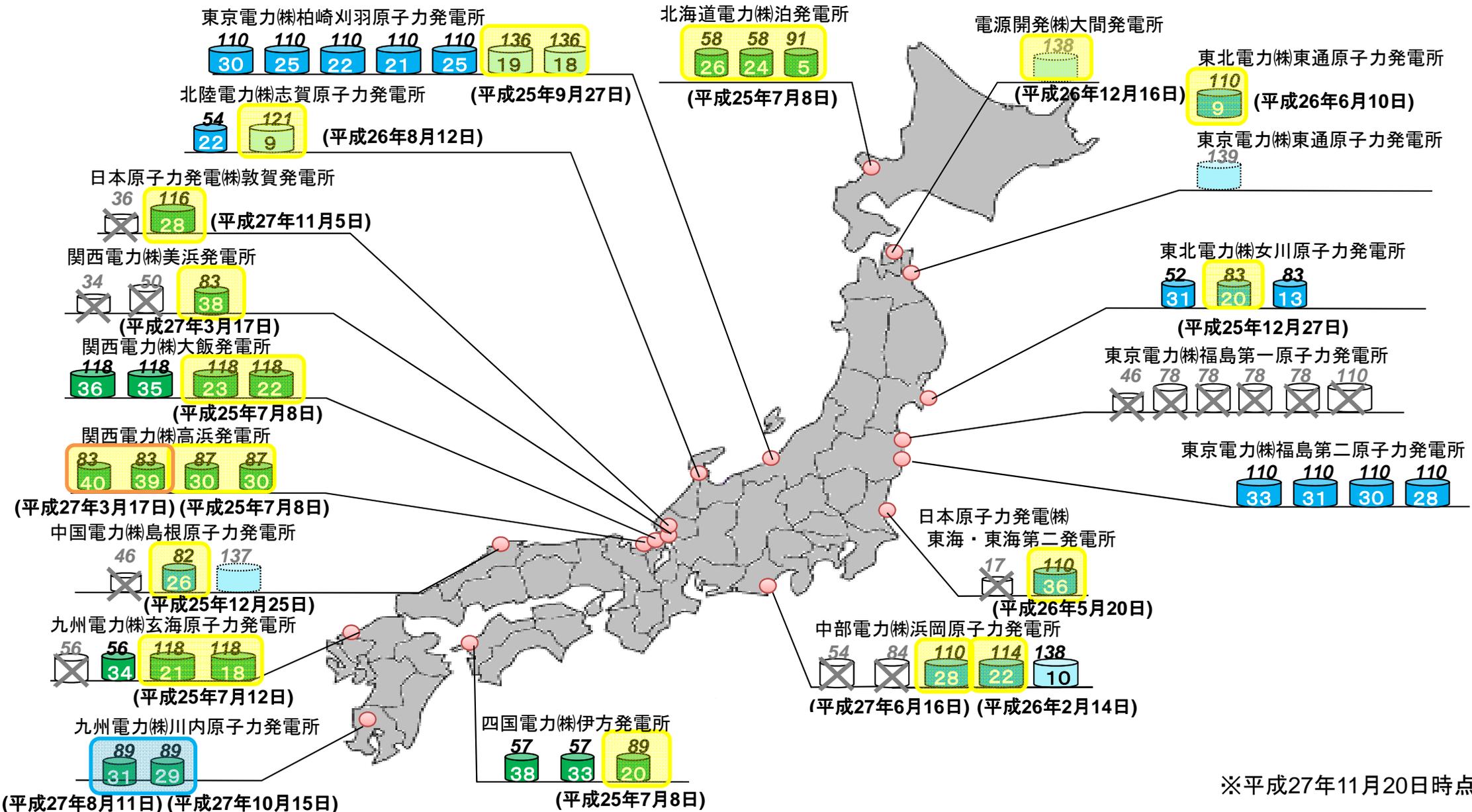


適合性審査未申請

20基

廃炉を決定した炉

14基



※平成27年11月20日時点

川内原発 1・2号機

- 適合性審査：昨年9月、原子炉設置変更許可
 - 避難計画：昨年9月、原子力防災会議において国が確認
 - 地元理解：昨年10月、岩切薩摩川内市長 11月、伊藤鹿児島県知事が、再稼働について理解表明
- 現在、通常運転中

伊方原発 3号機

- 適合性審査：7月、原子炉設置変更許可
 - 避難計画：10月、原子力防災会議において国が確認
 - 地元理解：10月、山下伊方町長および中村愛媛県知事が、再稼働について理解表明
- 現在、工事計画の審査中

高浜原発 3・4号機

- 適合性審査：2月、原子炉設置変更許可
 - 避難計画：今後、避難計画を速やかに確認する予定
 - 地元理解：福井県を中心とした地元自治体に対し、理解活動に取り組んでいる状況
- 現在、使用前検査中
- ※留意点：運転差止の仮処分決定につき、異議手続中(結審済み)

電力自由化が進展する中でも、これらの課題に十分な対応ができるよう、政策対応を進める。

依存度低減



- 円滑な廃炉

安全・災害対策



- 自主的な安全性向上
- 原子力防災対策の充実
- 原賠制度

使用済燃料



- 使用済燃料対策
- 高レベル放射性廃棄物の最終処分

福島復興



- 福島復興の加速
- 廃炉・汚染水対策

依存度低減

<円滑な廃炉>

原発依存度低減の方針
(エネルギー基本計画)



会計制度を措置
(本年3月)

- 事業者が円滑に廃炉判断を行うことができるよう、費用を分割計上し、負担を平準化



事業者による廃炉判断

- 本年4月に5基の廃炉を決定
- 地域対策など引き続き環境整備を進める



安全・災害対策

<安全性向上>

「安全神話」

- 規制と推進が未分離
- 規制基準さえ満たせばリスクがない



原子力規制委設置
(2012年9月)
新規制基準施行
(2013年7月)

- 世界で最も厳しい水準の規制基準



自主的な安全性向上

- 事業者が常に緊張感を持ち、規制水準を満たすことに留まらず、更なる安全性向上を追求

<防災対策>

**自治体任せの
防災計画**

**約10km圏内の
自治体が作成**



原防会議の設置
(2012年10月)

国の関与を強化

- 内容の充実支援・確認
- 30km圏内に拡大**
(原子力災害対策指針)



実践的な訓練実施

計画の継続的改善

<原賠制度>

原賠法

- 賠償措置額は1,200億円が上限



原賠機構を設立
(2011年9月)

- 上限を超える賠償に対応すべく、国の援助を具体化



**専門的かつ総合的に
見直しを検討**
(本年5月～原賠専門部会)

- 今後発生し得る事故に適切に備えるための制度の在り方を検討



使用済燃料



福島復興

<再処理体制> <貯蔵対策の強化> <最終処分>

- 地域独占・総括原価方式**
 - 民間の共同事業として実施
- 事業者だけで対応**
- 実施主体 (NUMO) による全国公募方式** (いわゆる「手挙げ方式」)

- 全面自由化** (来年4月～)
 - 資金確保等がままならず、再処理等が滞る可能性
- アクションプラン** (本年10月)
- 『基本方針』改定** (本年5月閣議決定)
 「国が前面に立つ」新方針
 - 全国的な理解醸成
 - 科学的有望地の提示

- 再処理等の制度や体制を検討**
- 政府と事業者の協議会**
 - 計画策定の要請
 - 交付金制度の見直し
- 科学的有望地の検討**
 - 海外の経験の共有など
 - 全国的な理解醸成の継続

<復興加速> <廃炉・汚染水対策>

- 避難指示**
 - ピーク時は約16.4万人が避難 (自主避難含む)
- 東京電力任せ 逐次的な対応**

- 避難指示区域解除** (2014年4月～)
- 福島復興指針改定** (本年6月閣議決定)
- 『汚染水問題に関する基本方針』** (2013年9月)
- 『中長期ロードマップ』の改定** (本年6月)

- 復興ビジョンの具体化**
 - イノベーション・コースト構想の具体化
 - 事業・生業や生活の再建・自立
 - 官民合同チームによる支援
 - 自立支援策の拡充
- 国内外の英知を結集した廃炉の着実な推進**
 - 予防的・重層的な汚染水対策

1. 従来の再処理体制(核燃料サイクル)

(※)生じた費用を基に電気料金を決める仕組み。
投資回収を保障する効果あり。

- (1) 地域独占の下、電力会社10社の共同事業として、日本原燃が実施。
- (2) 総括原価方式(※)の下、必要な資金は、電力会社が自社の中で積み立て。

2. 新たな事業環境

- (1) 電力自由化により競争が進展し(地域独占も、総括原価もなくなる。)、原発依存度は低減する。

3つの課題

3. 資金確保

- (1) 再処理に必要な資金が確保できないおそれ。➡電力会社に資金の拠出を義務づけ。

4. 実施主体

- (1) 全面自由化の下で、再処理のための資金を確実に確保することが必要。
➡電力会社が新たな認可法人に予め拠出金を拠出。

5. 事業実施

- (1) 民間事業者(日本原燃)任せでは、事業実施に不安。➡国の関与でガバナンス強化。

○ 本年5月、最終処分法に基づく基本方針を改定（閣議決定）

[ポイント]

- ・現世代の責任として、地層処分を前提に取り組を進める。
- ・処分地の選定に、国が前面に立って取り組む。
- ・国として科学的有望地（科学的により適性の高い地域）を示す。

1. 国民・地域の理解醸成

- 5～7月： 地層処分の必要性や基本方針改定の背景・内容等について説明
 - ・全国9都市でのシンポジウム（第1弾）
 - ・自治体向け説明会
- 10月： 「国民対話月間」（国民の不安・懸念の払拭、理解醸成）
 - ・全国9都市でのシンポジウム（第2弾）
 - ・少人数ワークショップ 等

2. 科学的有望地の検討

- 科学的有望地の要件・基準等について、以下のワーキンググループにて検討中。
 - ・放射性廃棄物ワーキンググループ
（座長：増田 寛也（株）野村総合研究所顧問/東京大学公共政策大学院客員教授）
 - ・地層処分技術ワーキンググループ
（座長：朽山 修 原子力安全研究協会技術顧問）